

四日市市告示第 393 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成28年 8月 9日

四日市市長 田中 俊行

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路
- 2 縦覧場所  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市 都市整備部 都市計画課

(都市整備部都市計画課)